

# 「緊急事態宣言」発令に伴う新型コロナウイルス感染症予防の対応強化方針

2020年4月8日

当社は、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の発令に伴い、宣言解除までの期間は現在実施中の感染症予防対策を強化することと致します。

## ○日常生活予防対策

- ・手洗い、アルコール消毒、マスク着用をより一層徹底します
- ・健康の維持増進、バランスの取れた食生活、適度な運動を心掛け、免疫力の保持に努めます
- ・新型コロナウイルスによる肺炎は、高齢者や持病のある人だけでなく喫煙経験者の重症化リスクが高いため、社員の健康増進のために今まで以上に社員の喫煙率の低下を促進します
- ・当社に喫煙室はありませんが、社外での喫煙室を利用しないよう推奨します

※日本禁煙学会（東京）が中国で発表された論文を分析したところ、患者 1099 人のうち、喫煙経験者は非喫煙者よりも重症化率が約 1・7 倍、死亡率は約 3・2 倍だった。中国・武漢の患者に関する別の論文では、喫煙者は重症化リスクが 14 倍となるデータもあった。同学会の作田学理事長は「喫煙者は肺の免疫機能が落ち、ウイルスに侵入されやすくなっている。過去に吸っていた人も肺が弱っている可能性があり、注意が必要だ」と強調しています。世界保健機関（WHO）や東京都医師会も感染拡大防止のため、喫煙を控えるよう求めています。特に注意が必要なのが喫煙室であり、喫煙者は互いにマスクをせず至近距離でたばこを吸い、平均 5～6 分は滞在する。喫煙室に感染者がいれば「濃厚接触」に近い状態となり、「クラスター（感染者集団）」が発生する懸念がある」とされています。

## ○勤務形態対策

- ・在宅勤務制度の拡大活用を実施します
- ・緊急事態宣言対象地域からその他の地域への出張は禁止します
- ・その他の地域から緊急事態宣言対象地域への出張は禁止します
- ・通勤する場合は、三密状態を避けることとします。
- ・社外の対面での会議・打合せは原則禁止とし、web 会議の活用を実施します
- ・社内での打合せは必要不可欠な用件に限り、最小限での人数で行うこととします

今後も政府及び各都道府県の方針・要請に応じた対策を随時実施してまいります。  
関係各位のご理解とご協力をよろしくお願い致します。